

羅澤全其儲蓄

第九 西洋放案內

安政六年の冬命は始めて米國に航海し文久元年冬歐羅巴に渡り次で慶應二年冬重て米國へ渡航のとき幕府公用の爲めに米國に持参する爲換の事を頼まんとて横濱の外國商人ウー・ルース・フー・ルースに至りて爲換云々を申入れしに直に承替千兩の金を渡せば之を請取り爲換手形として此方に授けたる紙片を見るに金の數に相違なく先方にて直に渡すと明に記して文意は能く了解したれども其先方はバンク・ラフ・イン・グラントとありて當惑したり此方共は英國に行くとわらず米國に渡る者なり夫れに英國銀行の爲換を渡されては困ると難すれば會社員は笑ひながら御心配に及びず此手形さへあれば米國の何れの銀行にても金は滞りなく直に渡します云々と辯ずれども生來千を以て計る大金を取扱ひしともなく日本に行はるゝ金銭取引の習慣さへ知らざる士族衛生に外國爲換の手續、進も容易に會社員に非ず左りて命は大切なり其歸する所を明にするを肝要なれと思ひ會社員と相對して一問一答凡そ二時間ばかり費して漸く釋然たるを得たり時に會社員の云ふやう若は餘程了解の早き人なり既に昨日も會社の依頼者ありて其説明に半日を充てしめて遂に分りたり云々と余は此言を聞て心中竊に亦頗る驚かす夫れ是れは事を思ひ今度の渡米中には勉めて會社員の事情に注意し他日若し西洋諸國に旅行する人もあらば會社の心得に爲る可き事と考へ供し自身に對するも亦面を恥かしめんとすの意を以て歸りたるは固も西洋放案内なり

窮理圖解

窮理の如に當り吾々洋學者流の本願は兎も角も國中多數の人民と其實の國主義に引入れんとするの一事にして恰も西洋文明の爲めに東道の主人と爲り一面には窮理の固陋と排斥すると同時に一面には洋學の實利益を明にせんよとを謀り、あらん限りの方便を運らす其中にも凡そ人に對するに物事の原則を以てして自から悟らしむるより有力なるはなし少年子弟又は老成の輩にても一度は物事を讀み或は其説を聽聞して心の底よも之を悟るときは全然西洋流の人と爲りて漢學の舊に歸したるの事例殆んき絶無なるが如し吾々洋學者の平生直なれば廣く民間を相手にして之を導くの第一着事は物事を在りて決定はしたれども無数の國民に原野を講しむるが如き固より思ひも考らぬにして差別的の必要は唯圖解と稱すの一法あるのみ然るに開明前既に國譯發行の物種甚なさに非ざれども多くは漢學者社會の體に準ずるものにして其文章の正確高直なるを眞に稱すも亦少なからず且の國譯の體裁も漢學者の原字を誤るなからんよとに注意したるが爲めに我國國譯の耳目に解し難きものあり例へば物の柔軟なるを柔するに恰も「トール」(英語)に似たりと直に原字の「トール」を譯して「トール」と爲りしるも「トール」の何れを譯すを知らざる日本人は之を「トール」と記す可き處に味増の文字を用ふると立案

して凡そ此趣向に従ひ當に二三の原字のみならず全體の原文如何を問はず種々様々の物種を集めて其中より漢學者の爲めに必要なりと認るものを採りし原字原文と餘處にして唯その本意のみを取り恰も國民初等入門の爲めに新作したる物種書は窮理圖解の三冊なり前號所載羅澤全其儲蓄第八行會社員の下に法の一文字を脱す

富豪の事業

社會に貧富の二階級を生じ經濟上の進歩と共にいよいよ兩者の懸隔を甚だしうするは必然の成行にして西洋諸國にては今日既に其弊に堪へ難しとて財產共有等の權を實行して時差を救はんといふも亦少なきがれども一方より見れば貧富の懸隔は私有財產の下に免かるべし可らざるものにして文明社會の一餘弊にして其懸隔の程度は亦以て文明進歩を下するの懸念として見る可し懸隔の弊を見て其矯正を云々するは畢竟西洋富有國の事にして日本の如き富財の充分ならざる國に在ては分配の平均なるを否と他日の問題として問ふを要せず富者がいよいよ其富を増して資本の源を豊にし以て事業繁昌の基を開くも目下の急務にして其だ望まじき所なれば即ち富者大家にして事業に志せば資本に不足するの憂なき其上に資本主目から事業を編織するを以て機に臨み機に應じて敏活に萬般の處置を施すを得るは組合事業と同日の談に非ずして其成功疑ひなかる可し左れば富豪たるものは其位置に満足せず富を擧げて有用なる事業に投じて以て自他の利益を謀りて之を始めて社會に對する責任を全うしたりと云ふ可きなり我輩は此點より見て我輩富豪の現狀に就て大に遺憾なきを得ず其地方に在るものを見るに財產として顧み所のものは先祖傳来の田畑に非ざれば公債株券の類に過ぎ眼前に有利の事業と雖も進んで資本を積する者甚だ尠なりと云ふ地方富豪の因循なるは自から知見に乏しきが爲めにして已を得ざる所なればも都會に於て富豪と稱せらるゝ輩は如何と云ふに固より一二の例外なきに非ざれども一時の投機儲蓄に乗じて産を起したる者は今日に至るも猶ほ前年の産業を忘るは尠前途の見込も尠東なき會社を資金と不時の奇利を貪らんとするのみにして眞に富業の爲めに盡し其産を棄るが如きは殆んど數ふるに足らず又年來封鎖の大家は只舊業を維持するのみにして更らに進取の勇氣を見ず現に舊業の如き割削の當時に於ては内地の富豪にして特に同様に出現して事業の成否を調査したる者なきに非ざりしかば今日之を棄て、顧みず一人として大に資本を投じて同様の事業に盡さんとする者なきを見るも其擧取の勇氣に乏しきを知らず難からず只富一身の利益を謀り株券公債の類に投資し又は銀行などの業を営みて恰も金貨業の位置に安んずるは安全と云へば云ふ可きなればも收利の見込難なる事業の少なからざる今日富業の業が斯る有様なりとありては誠にして驚愕たるものに非ざる可し今日も一般人は資本に乏しきが故に國中に大企業を企てるものなればも改正條約の實施と共に内地の開放を見るは二年を出で

議會召集の詔勅

朕帝國憲法第七條及第四十一條一依り本年十二月二十一日ヲ以テ帝國議會ヲ東京ニ召集ス
御名 御璽
明治三十年十一月九日 (各國務大臣副署)
○小學校授業料
○對馬より渡轉
○家祿貸與處分の件
○叙任辭令

○家祿貸與處分の件
○叙任辭令
○對馬より渡轉
○小學校授業料
○對馬より渡轉
○家祿貸與處分の件
○叙任辭令

○山田農商務
○川上將の
○士屋少將の
○文部次官の
○臺灣收賄事
○參事の新任
○總督府行政

○山田農商務
○川上將の
○士屋少將の
○文部次官の
○臺灣收賄事
○參事の新任
○總督府行政